

2021年度「女性・戦争・人権」学会大会シンポジウム趣意書

「30年、証言の政治を振り返る——私たちが継承するもの」

日本軍「慰安婦」問題が戦後日本社会で問われるきっかけになったのは、1991年の金学順さんによる証言でした。彼女たちが始めた戦時性暴力の証言と告発は、国境を越えて広く国際社会に受けとめられ、2000年の女性国際戦犯法廷を実現させる契機ともなりました。今年は金さんの証言から30年目の節目となります。

この30年の間に、被害者の女性たちの多くが亡くなりました。わたしたち「女性・戦争・人権」学会は、日本政府に対して、法的責任を認め、過去の日本が国家として行った犯罪について、歴史的な検証を経て、その問題と責任の所在を明らかにするよう求めてきましたが、いまだ解決をみないのが現状です。

この間、解決を阻むバックラッシュも高まり、いわゆる歴史修正主義、歴史否定論の立場からは当事者たちの証言は常に攻撃を受けてきました。証言の妥当性、矛盾、証言の有用性の無さといった批判が、当事者たちへの二次被害となり、同時にそれは日本人「慰安婦」であった人々を沈黙へと追いやる効果を発揮し、戦時性暴力の究明を困難にしてきた側面があります。また、「慰安婦」＝商行為論で女性たちの証言を否定できると考える論理がくり返される状況があります。

昨年のシンポジウムでも「半世紀近くも沈黙を強いられてきた女性たちが、自ら被害者として、加害者の罪を告発するまでの道のり、支援のあり方、そして運動の意義を、いまだどのように捉えなおすべきなのか」と問うたように、「証言」が国際社会にもたらしたインパクトは何だったのか。私たちが継承すべきものは何なのか。証言を聞くことの難しさや、それと関連して当事者と支援者の間の関係性、証言者なき時代に当事者の経験を記憶・継承し、応答していくか、など、学術的な研究とも直接関わる課題もテーマでもあります。研究の進捗状況も踏まえながら、その問題のありかを見つめなおすシンポジウムを企画します。

以上のような問いを今年度のシンポジウムの主題とし、「女性・戦争・人権」学会の設立趣旨を再認識する機会として、会員・参加者のみなさんと共有できる機会としたいと思います。

パネラー

宜野座綾乃さん（学会員）

鈴木隆史さん（非会員）